

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.10.0)	全般	記載の適正化（記載表現統一）（下線部参照） (旧) C/V, CV (新) <u>原子炉格納容器</u>	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.9.0)	全般	同上	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.10.0)	全般	記載の適正化（記載表現統一）（下線部参照） (旧) ～にあたり, ～にあたる (新) ～に当たり, ～に当たる	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.9.0)	全般	同上	
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.10.0)	1.7-7	記載の適正化（記載表現統一）（下線部参照） (旧) ほかに (新) <u>他に</u>	
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.9.0)	1.7-5	同上 上記修正に伴い、相違理由を追記 【大飯，女川】記載表現の相違	
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.10.0)	1.7-10, 51	記載適正化（電路として使用する設備を追記） a. 原子炉格納容器の過圧破損防止のための対応手段及び設備（交流動力電源及び原子炉補機冷却機能健全時）(c) 代替格納容器スプレイ i. 代替格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイに、「代替所内電気設備」を追記した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.9.0)	1.7-8, 63	同上	
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.10.0)	1.7-14	(d) 重大事故等対処設備と自主対策設備について、記載を適正化した（記載表現統一）（下線部参照）。 (旧) ・・・は重大事故等対処設備として位置付ける。非常用交流電源設備は重大事故等対処設備（設計基準拡張）として位置付ける。 (新) ・・・は重大事故等対処設備として位置付ける。また、非常用交流電源設備は重大事故等対処設備（設計基準拡張）として位置付ける。	
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.9.0)	1.7-11	同上	
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.9.0)	1.7-30	比較のため、女川欄に女川の技術的能力1.6まとめ資料の記載を追記した（下線部参照）。 <u>【比較のため女川まとめ資料1.6.2.2(1) a. (a) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器内へのスプレイより引用】</u> <u>ii. 操作手順</u> <u>原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器内へのスプレイについては、「1.6.2.1(1) a. (a) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系（常設）による原子炉格納容器内へのスプレイ」の操作手順と同様である。</u>	
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.9.0)	1.7-35	大飯欄記載適正化 (旧) 格納容器内に (新) 格納容器内へ	
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.10.0)	1.7-36～39	誤記訂正 運転員（現場）の操作要員について、タイムチャートと整合を図った。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.9.0)	1.7-49, 50	同上	
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.10.0)	1.7-39	記載適正化（記載表現統一） a. 可搬型大型送水ポンプ車を用いたC, D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却（c）操作の成立性について、記載を適正化した（下線部参照）。 （旧）円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、・・・ （新）円滑に作業できるように、移動経路を確保し、・・・	
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.9.0)	1.7-51	同上	
17	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.10.0)	1.7-36～39, 53, 67, 69～76, 91, 95～97, 100, 237	接続口設計変更の反映 格納容器内自然対流冷却及び代替補機冷却で用いる可搬型大型送水ポンプ車からの可搬型ホースの接続口について、女川2号炉及び島根2号炉の審査実績を踏まえ、屋外2箇所に加えて、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムの影響を考慮した接続口を建屋内に1箇所設置する設計方針としたことに伴い、関連する記載箇所を修正した。修正箇所は以下のとおり。 ・1.7.2.2(1)「格納容器内自然対流冷却」の操作手順 ・第1.7.1表「対応手段、対処設備、手順書一覧」 ・第1.7.2図、第1.7.4図、第1.7.5図及び第1.7.6図（概要図、タイムチャート及びホース敷設ルート図） ・添付資料1.7.4及び添付資料1.7.6の概要図 ・添付資料1.7.6の作業場所、作業時間（訓練実績等）、可搬型ホース敷設長さ等 ・添付資料1.7.10「解釈一覧 3. 弁番号及び弁名称一覧」	
18	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.9.0)	1.7-49～51, 65, 80, 84～89, 100, 101, 119, 125, 126, 129, 132, 276 とりまとめた資料-4	同上 上記修正に伴い、大飯3/4号炉との相違理由を追記した。	
19	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.10.0)	1.7-70	誤記訂正（下線部参照） （旧）B-使用済燃料ピット冷却機補機冷却水入口弁 （新）B-使用済燃料ピット冷却器補機冷却水入口弁	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
20	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.9.0)	1.7-85	同上	
21	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.10.0)	1.7-81～86, 234～237	記載の適正化 添付資料番号のうち枝番号の附番方法について、女川2号炉及び大飯3/4号炉の審査実績を踏まえて各審査項目と統一を図った。	
22	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.9.0)	1.7-106～111, 273～276	同上	
23	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.10.0)	1.7-91, 100	以下の記載を適正化した（下線部参照）。 （旧）取り付け （新）取付け	
24	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.9.0)	1.7-119, 132	同上	
25	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.10.0)	1.7-95	添付資料1.7.6可搬型大型送水ポンプ車を用いたC、D-格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却の作業の成り立ちについて、記載を適正化した（下線部参照）。 （旧） 可搬型大型送水ポンプ車は、 <u>・・・・・・容易に移動できる。屋外に敷設する可搬型ホースは、ホース延長・回収車（送水車用）を使用することから、容易に接続可能である。また、可搬型ホースの接続は・・・・・・容易に接続可能である。</u> 海水取水箇所吊り下げ設置する水中ポンプは・・・・・・人力で降下設置できる。 （新） 可搬型大型送水ポンプ車は、 <u>・・・・・・容易に移動できる。屋外の可搬型ホースの敷設は、ホース延長・回収車（送水車用）を使用することから、容易に実施可能である。また、可搬型ホースの接続は、<u>・・・・・・容易に実施可能である。</u></u> 海水取水箇所吊り下げ設置する水中ポンプは、 <u>・・・・・・人力で降下設置できる。</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
26	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.9.0)	1.7-125, 126	同上	
27	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.9.0)	1.7-125	相違理由欄 誤記訂正 (旧) 大飯は・・・原子炉補機冷却水設備を介して制御用空気圧縮機に海水を供給するが、泊では原子炉補機冷却水設備 (CCWS) に接続口を設けて制御用空気圧縮機に海水を供給する。 (新) 大飯は・・・原子炉補機冷却水設備を介して格納容器再循環ユニットに海水を供給するが、泊では原子炉補機冷却水設備 (CCWS) に接続口を設けて格納容器再循環ユニットに海水を供給する。	
28	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.10.0)	1.7-120	記載適正化 (記載表現統一) 「・」 「/」 → 「, 」	
29	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.9.0)	1.7-151	同上	
30	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.9.0)	1.7-137～140	大飯欄記載適正化 記載抜け修正 「単位：Bq (GROSS値)」	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
31	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.10.0)	1.7-129	記載適正化（有効性評価タイムチャートとの整合） 別紙1 評価対象作業の選定及び評価点、評価時間設定の考え方について 4. 屋内作業の扱いについての記載を適正化した（下線部参照）。 (旧) 事故初期に行う屋内作業の中で最も長い作業時間は、運転員の作業の「B-アニュラス空気浄化設備空気作動弁代替空気供給及びダンパ手動開操作」、 <u>「B-充てんポンプ（自己冷却）系統構成・ベンディング・通水・流量調整」</u> 及び「 <u>可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット起動準備・起動</u> 」の2時間5分であり、・・・・・・ (新) 事故初期に行う屋内作業の中で最も長い作業時間は、運転員の作業の「B-アニュラス空気浄化系空気作動弁及びダンパへの代替空気供給」、 <u>「B-充てんポンプ（自己冷却）系統構成・ベンディング・通水」</u> 及び「 <u>可搬型格納容器内水素濃度計測ユニット起動準備・起動</u> 」の2時間5分であり、・・・・・・	
32	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.9.0)	1.7-161	同上	
33	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.10.0)	1.7-175, 176, 189	脱字訂正（下線部参照） (旧) 3000 (新) 3,000 (旧) 3300 (新) 3,300 (旧) 3900 (新) 3,900 (旧) 2700 (新) 2,700	
34	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.9.0)	1.7-207, 208, 226	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
35	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107 r.10.0)	1.7-213	脱字訂正（下線部参照） (旧) 格納容器水位計位置 (C/V内注水量約6100m ³) (新) 格納容器水位計位置 (C/V内注水量約6_100m ³) (旧) 炉心発熱有効長の中心高さ相当 (約4900m ³) (新) 炉心発熱有効長の中心高さ相当 (約4_900m ³)	
36	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等 (SAT107-9 r.9.0)	1.7-250	同上	